

重要事項説明書（就労継続支援B型）

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 はんど
代表者氏名	久世 昭宏
本社所在地 （連絡先）	旭川市豊岡4条8丁目1番8号 電話：0166-74-5111 FAX：0166-745178
法人設立年月日	平成25年3月28日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	は一べすと
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
事業所番号	就労継続支援B型 0112909502 号（2022年11月1日指定）
管理者	日置 史也
サービス管理責任者	日置 史也
事業所所在地	旭川市豊岡4条8丁目2番5号
連絡先 相談担当者名	電話：0166-67-0317 担当者：日置
事業所の通常の 事業実施地域	旭川市内全域、東神楽一部
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	なし
利用定員	20名
開設年月日	令和4年11月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社はんどが開設するは一べすとが行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援B型事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者に対し、適正な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 方 針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。自ら提供する指定就労継続支援B型の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
---------	---

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで。ただし、祝日、夏季休暇（8月15日）及び年末年始（12月30日から翌1月3日まで）を除く。
営 業 時 間	9時から17時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日まで。ただし、祝日、夏季休暇（8月15日）及び年末年始（12月30日から翌1月3日まで）を除く。
サービス提供時間	9時から17時まで

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	木造
敷 地 面 積	52.24 m ²
延 床 面 積	108.94 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
厨 房	1 室	
作 業 室	1 室	
相 談 室	1 室	
洗 面 所	1 室	
便 所	2 室	手すり、スロープありが1室
ロ ッ カ ー 室	1 室	
事 務 室	1 室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職 種	職 務 内 容
サービス管理責任者	(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。 (3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。 (4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3か月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。 (5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 (6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
職 業 指 導 員	障害のある人が就職するために必要な知識や技術を身につけるための、サポートを行います。
生 活 支 援 員	利用者の日常生活の健康管理の指導や相談に応じて必要なサポートを行います。
調 理 員	は一べすと利用者様の昼食を調理します。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0	
サービス管理責任者	1		1			0	
職 業 指 導 員	2	1		3		1.8	
生 活 支 援 員	2	1		1		1.6	
調 理 員	1			1		0	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	08:15～17:15
サービス管理責任者	08:15～17:15
職 業 指 導 員	08:15～17:15 09:30～16:00
生 活 支 援 員	08:15～17:15、08:15～13:15
調 理 員	11:15～11:45

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食 事 の 提 供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① デイサービス、在宅への昼食、おやつ提供 ② 株式会社はんど職員への昼食提供 ③ 事務作業 ＜工賃の支払い＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。

職 活 動 支 援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職 場 定 着 支 援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健 康 管 理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪 問 支 援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施 設 外 支 援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
利用料	8370 円	8050 円	7580 円	7380 円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割
	工賃月額平均が2万円以上2万5千円未満	工賃月額平均が1万5千円以上2万円未満	工賃月額平均が1万円以上1万5千円未満	平均工賃月額が1万円未満
利用料	7260 円	7030 円	6730 円	5900 円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等 加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	150 円	左記の 1 割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用 1 日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が 3 年以上のものが 30%を超える場合、利用 1 日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	300 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階(開始から 30 日間)において、利用 1 日につき加算されます。
食事提供体制加算	300 円	左記の 1 割	食事提供体制加算の対象となる利用者に事業所が食事を提供した場合、1 日につき加算されます。
送 迎 加 算	100 円	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
昼食提供費用	1 食につき 600 円 食事提供体制加算対象者は 150 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) 喫煙について

敷地内全面禁煙です。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 日置 史也
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
 - ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号 0166-67-0317（対応可能時間 09：00～17:00）

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	千代田クリニック		
医 院 長 名	佐々木 伸彦		
所 在 地	旭川市東光1条6丁目2番3号		
電 話 番 号	0166-31-7821		
診 療 科	内科	入 院 設 備	なし

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	旭川市
	担 当 部 ・ 課 名	障害事業係
	電 話 番 号	0166-25-6476

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護・福祉事業者総合保険

保障の概要 賠償責任

1 3 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別に定める消防計画に則り、消防訓練を年1回実施します。
防 災 設 備	・ 自動火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知器 有 ・ 非常用電源 無 ・ 室内防火栓 無 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 誘導灯 有 ・ 非常通報装置 無 ・ スプリンクラー 無
消 防 計 画	消防署への届出日： 令和4年9月20日 防災管理者： 久世 昭宏
保 険 加 入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損保 保険名 介護・福祉事業者総合保険 保障の概要 火災、風災、水ぬれ、盗難に対し補償

1 4 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①相談及び苦情の対応

相談または苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者へ速やかに報告する。

②確認事項

相談又は苦情にあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、年月日及び時間

サービス提供した職員の氏名(利用者がわかる場合)、具体的な苦情・相談内容

その他参考となる事項

③ 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する期限を説明する。

④ 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

○管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。

- ・ サービスを提供した者からの概要説明
- ・ 問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
- ・ 文書による回答案の検討

○文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直後に行った上で文書を渡す。

○利用者に渡した文書と同様の文書を相談支援事業者にも渡し、苦情又は相談状況について報告する。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地旭川市豊岡4条8丁目2番5号 電話番号 0166-67-0317 ファックス番号 0166-56-5272 受付時間 09:00~17:00
-------------------------------------	---

1 5 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 7 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

18 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

19 指定就労継続支援B型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者が新型コロナウイルス等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	敷地内全面禁煙。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

2.1 第三者評価の実施状況

[illegible]

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和4年11月1日
-----------------	-----------

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和4年11月1日
-----------------	-----------

上記内容について、旭川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年旭川市規則第 26 号）、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 19 号）、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 21 号）に基づき利用者様に説明を行いました。

事業者	所在地	旭川市豊岡4条8丁目1番8号
	法人名	株式会社 はんど
	代表者名	久世 昭宏
	事業所名	は一べすと
	説明者氏名	日置 史也